

特記仕様書

業務名 奈良県消防学校移転整備基本計画策定業務

業務番号 第1－消2号

業務場所 奈良県五條市阪合部新田町地内 他

履行期限 令和8年6月30日

第1条（業務目的）

消防学校は、消防職員及び消防団員の資質を高めるための教育訓練機関であるが、現在の奈良県消防学校は施設の老朽化が顕著で、敷地面積も狭いことなどから、現在の消防救急活動に即した教育訓練が充分には行えないため、早期の移転整備が喫緊の課題である。

本業務は、「南海トラフ巨大地震」などの大規模災害をはじめとする被災現場において、的確に状況判断できる消防職員等を育成するため、「令和6年度 広域防災拠点（五條県有地）整備基本計画検討業務」や「令和7年度 奈良県消防学校機能強化検討支援業務」などの成果を踏まえ、南部中核拠点における新しい消防学校の施設配置や最適な事業手法等を取りまとめた「奈良県消防学校移転整備基本計画」を策定することを目的とする。加えて、新しい消防学校は、災害対応において県南部の核となる南部中核拠点と一体的に整備することに鑑み、災害時における消防学校の有効活用についても、併せて検討する。

第2条（業務内容）

1. 計画準備（業務計画書の作成）

業務の目的、過年度の検討内容、消防学校に係る法令や国等の通知、その他関連事項を把握した上で、業務実施の方針及びスケジュールを検討し、業務計画書を立案、作成する。

2. 現状把握と課題整理

整備予定地の現状（地形、地質、インフラ等）を過年度の成果品や現地踏査などにより把握するとともに、法令規制やコントロールポイントなどを取りまとめる。

なお、都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び土地形状や敷地に係る法規制等については、関係手続き等に必要な期間を検討し、計画を作成する。

3. 環境・防災性能等に関する検討

奈良県脱炭素戦略を踏まえた ZEB の検討、奈良県の建築物における県産材利用促進方針に基づく木造化、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例を踏まえたバリアフリー化及びユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律を踏まえたユニバーサルデザインの観点等からの検討を行うとともに、災害時における非常用電源等の整備方針（自家発電機の容量算出等）を検討する。

4 想定する施設と規模の精査

「令和7年度奈良県消防学校機能強化検討支援業務」の成果や庁内での検討状況を踏まえ、過年度に整理した施設と規模を精査し、各施設を建築物に集約するとともに、建築物の規模、階数及び建物構造を検討する。

また、建築物の配置計画の検討に必要となる、放水訓練に必要な水槽等の設備とその面積（容量）を検討する。

5. 建築物内の配置計画の検討

各建築物内の諸室の配置を検討する。併せて災害時における利用方針を整理する。

6. 建築物の配置計画等の検討

南部中核拠点の整備基本計画で想定している消防学校の敷地における建築物等の配置計画を検討する。

なお、想定する敷地内で建物配置が困難な場合は必要に応じて敷地等を見直すこととする。配置計画の検討にあたっては、利用者動線や施設管理等を考慮し、複数案（3案程度）の比較を行う。

また、最適な建築物の配置計画を踏まえて、外構に関する考え方を検討し、外構計画図を作成する。

7. 概算事業費の算出

建築物、設備、外構等の概算事業費を算出する。併せて、過年度成果などを踏まえ、造成費や土地購入費を含めた整備財源を整理する。

8. 整備スケジュールの精査

必要な調査や設計、工事等を検討し、整備スケジュールを精査する。

9. イメージパースの作成

消防学校敷地全体の鳥瞰パース（2視点）および主要施設（3施設）の内観、外観のパースを合計8枚作成する。但し、消防学校敷地全体の鳥瞰パースのうち1枚については、中間とりまとめにおいて提出すること。

10. 最適な事業手法の提案

他府県消防学校の先進事例調査等必要な調査の上、本県消防学校に導入可能な事業手法を比較検討する。

11. ICT・DX対応方針の検討

他府県の先進事例を整理し、教育・訓練支援のためのICT・DX対応や諸室のOA化等の方針を検討する。

12. 県民に開かれた学校づくりの検討

他府県の先進事例を整理し、現段階から導入可能な取組については詳細情報も整理する。

13. 当面の課題整理

基本計画策定後に必要な調査や検討をとりまとめるとともに、今後の課題を整理する。

14. 打ち合わせ協議

本業務に関する打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ5回、成果品納入時の計7回を予定する。打

合せには管理技術者が立ち会うものとする。

1 5. 関係機関協議資料の作成

消防本部関係者等との協議資料作成とともに、意見整理を行う。

1 6. 報告書の作成

上記の検討結果をとりまとめ、報告書を作成するとともに、報告書の概要版を作成する。

なお、報告書には下記の成果物を添付することを想定している。

但し、必要に応じて、県と受託者協議のうえ、成果物については変更できるものとする。

- (1) 基本計画案 (A3 版)
- (2) 中間とりまとめ及び報告書 (概要版)
- (3) 配置図 (縮尺:1/1000)
- (4) 建築計画図 (平面・立面・断面) (縮尺:1/500)
- (5) 設備計画図 (電気設備、機械設備及び屋外設備) (縮尺:1/300)
- (6) 諸元表
- (7) 外構計画図 (縮尺:1/1000)
- (8) 概算事業費
- (9) 整備スケジュール
- (10) 法令チェックリスト
- (11) その他本業務で作成した資料一式

第3条 (スケジュール)

令和8年1月中旬 中間とりまとめの提出

令和8年4月下旬 報告書 (概要版) の提出

第4条 (履行期間)

本業務の履行期間は、契約日から令和8年6月30日まで

第5条 (資料の貸与)

本業務の実施にあたり、過年度における以下の資料 (電子データ一式) を貸与する。

- ・令和6年度広域防災拠点 (五條県有地) 整備基本計画検討業務報告書
- ・令和7年度奈良県消防学校機能強化検討支援業務報告書

第6条 (成果品の提出)

本業務は、電子納品対象業務とする。成果品は、国土交通省が策定した「土木設計業務などの電子納品要領」及び奈良県が策定した「土木設計業務等の電子納品ガイドライン (案)」 (以下、両者を総称して「要領」という。) に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子成果品を提出するとともに、報告書を納品する。

提出する成果品と数量は次のとおりとするが、要領で特に記載が無い項目については調査職員と協議の

うえ決定するものとする。

- ① CD-Rに納められた電子データ 3部
- ② 製本版（報告書（簡易製本）） 3部

なお、作成された成果品にかかる著作権は発注者に帰属するものとする。

第7条（業務上の留意事項）

- ・本業務にあたっては、本特記仕様書によるほか、土木設計業務等共通仕様書（令和2年10月 奈良県県土マネジメント部）によるものとする。
- ・業務に用いる諸基準については、最新のものに準拠し、運用その他が改訂されていないか十分注意を払うこと。
- ・委託契約完了に関わらず、成果品に誤りがあった場合は、受注者の責任において速やかにその誤りを訂正すること。
- ・本業務説明書に明示なき事項等について疑義が生じた場合には、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- ・次に掲げる「公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）」について、遵守すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。